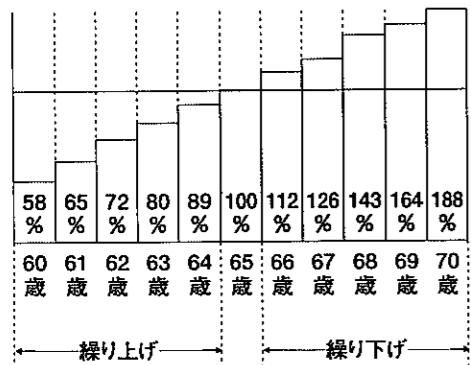


年金の繰り上げと繰り下げ

※65歳で受ける年金額を100%として



※カラ期間とは？

カラ期間とは、年金額の計算には含まれず、資格期間に算入できる期間のことです。

1. 会社員の配偶者で、国民年金に任意加入しなかった期間(昭和61年3月まで)
2. 20歳以上で学生だった期間(平成3年3月まで)
3. 厚生年金の脱退手当を受給した期間
4. 日本人で外国に居住していた期間

65歳になったら

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金に加入して保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が25年以上ある人が、原則として65歳になったときから支給されます。

●**支給の条件**  
次の期間を合計して、原則として25年以上の期間が必要で、  
1. 国民年金保険料を納めた期間(第3号被保険者期間、保険料免除期間を含む)  
2. 任意加入できる人が加入しなかった期間(カラ期間)  
3. 昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合などの加入期間

●**年金額**  
年金額は満額で79万9,500円です。この額は、20歳から60歳に

なるまでの40年間すべて保険料を納めた場合です。保険料を納めた期間が40年に満たない場合はその期間に応じて減額されます。

また、国民年金制度が発足したのは昭和36年4月1日なので、そのとき20歳以上だった人は、40年間加入することはできないため、短縮措置がとられています。

●**支給の繰り上げと繰り下げ**  
老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば、60歳以後いつからでも受けられます。ただし、64歳以前から受けると減額され、66歳以後から受ける場合は増額されることとなります。なお、1度減額・増額された支給率は生涯変わりません。

保険料は20歳から60歳まで40年間納めます

保険料

●**保険料は性別、年齢、所得に関係なく一律**  
国民年金の保険料は、20歳から60歳になるまでの40年間納めます。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上の保険料を納める必要があります。

●**納付方法**  
納付方法は、次のとおりです。  
【第1号被保険者】  
年金係から送付される納付書で、指定の金融機関や市役所で納めてください。保険料は、1年分まとめて納付(前納)すると、割り引きされます。

●**納付方法**  
納付は、納め忘れない口座振替が便利です。また、第1号被保険者には、希望する人で、月額400円を納めると、納めた月数×200円で計算した金額が、老齢基礎年金に加算される「付加保険」もあります。

●**第2・第3号被保険者**  
厚生年金や共済組合の掛け金の中から、拠出金としてまとめて支払われますので、個別に納める必要はありません。

●**保険料の免除制度**  
保険料が納められないときは、免除制度があります。年金係へ相談ください。

保険料の納付は便利な口座振替で

忙しい毎日、口座振替を利用すれば振り込みに行く手間も省け、納め忘れもなくなり、安心です。申込用紙は金融機関の窓口を用意してありますので、①保険料納付書②預金通帳③預金通帳届け出の印鑑を用意して申し込みください。

※4月中に保険料を1年分前払い(前納)すると、保険料が割り引かれてお得です。

免除を受けた年数は、年金を受けるための資格期間に含まれますが、その期間の年金額は通常の3分の1になります。

●**学生の免除制度**  
学生は収入がないか、または低いため、保険料は親が負担する場合があります。そのため、親の負担が過大にならないよう学生の専用の免除基準が設けられています。

●**親元の年間収入が基準額を下回る場合は免除されますが、それぞれの世帯の形態に応じて基準額が異なりますので、年金係へ相談ください。**

大黒柱が亡くなったら

遺族基礎年金

国民年金加入者や加入したことのある人が亡くなった場合、その人の収入で生活していた子供のいる妻または子供に支給されます。

●**支給の条件**  
次の2つの条件を満たしていることが必要です。  
1. 死亡日前に加入期間の3分の2以上、保険料を納めていること(死亡日が平成18年4月1日以前であれば、死亡日前の1年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています)  
2. 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること  
3. 老齢基礎年金の支給を受けていないこと

●**年金額**

●子供のいる妻が受ける場合			
子の数	基本額	加算額	合計額
1人	799,500円	230,000円	1,029,500円
2人	799,500円	460,000円	1,259,500円
3人以上	2人合計金額に1人につき年額76,700円を加算		
●子供だけが残された場合			
子の数	基本額	加算額	合計額
1人	799,500円	0円	799,500円
2人	799,500円	230,000円	1,029,500円
3人以上	2人合計金額に1人につき年額76,700円を加算		

●**年金額**  
年金額は子供のいる妻(子供1人)が受ける場合、基本額と加算額を合わせて1,029,500円です。子供だけが残された場合には、基本額が支給されます。

障害者になったら

障害基礎年金

国民年金加入中に、けがや病気などで障害者になったとき、加入者本人に支給されます。20歳になる前に障害者になった場合は、20歳から支給されます。

●**支給の条件**  
次の2つの条件を満たしていることが必要です。  
1. 初診日前に、加入期間の3分の2以上保険料を納めていること(免除期間を含む)  
2. 障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日または症状が固定した日)に、障害者等級1級、2級の障害の状態にあること  
※平成18年3月31日までに初診日

●**年金額**

●加算される支給額	
子の数	加算額
1人目・2人目	各230,000円
3人目以降	各76,700円

●**年金額**  
年金額は、障害者等級の1級で99万9,400円、2級で79万9,500円です。一緒に生活している18歳未満(障害未達)の子供がいる場合には、表のとおり支給額が加算されます。

年金は請求しないともらえません

国民年金には、老齢基礎年金と障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類があります。国民年金制度では、3つの基礎年金の中から1人1年金を支給します。

ただし、これらの年金は、受けられる資格があっても、本人の請求がなければ支給されませんので、忘れずに請求してください。

2つ以上の年金制度に加入していた人は、年金手続きの窓口が社会保険事務所または共済組合の管轄になります。あらかじめ問い合わせてください。



ご存知ですか 知って得する国民年金情報

- 低利な住宅資金が借りられます**  
保険料を3年以上納めている人は、納めた期間に応じて住宅の新築、購入、増改築資金が、低い金利で住宅金融公庫の資金と併せて借りられます。
- 年金を受けている人はお金を借りられます**  
すでに年金を受けている人であれば(老齢福祉年金は除く)、その年金権を担保に、お金を借りることができます。借りられるお金は、現在受けている年金額の1.5倍以内で10万円~250万円の範囲内の額です。
- 全国各地にある国民年金施設を利用できます**  
国民年金施設で、結婚式場、ホテル、会議室などを備えた全国各地の「エミナス」を利用できるほか、全国各地の温泉地や景勝地にある保養センターも格安の料金で利用できます。
- 社会保険料控除があります**  
支払った国民年金の保険料は、年末調整や確定申告の際に、申告すると控除されます。
- 教育資金を借りられます**  
10年以上国民年金に加入し、最近2年間に保険料の未納がない人は、教育資金を借りることができます。